

理由

- (1) 全国同盟の機關を通じて全産業團體の共同闘争を起す
- (2) 全国一齊に失業保険法獲得の労働者大會並に失業者大會を開催すること
- (3) 請願運動を起すこと
- (4) 議會に提案すること
- 註 失業保険の經營方法四種あるも省略

- 一、軍縮による剩餘金の充當
- 二、高率本勞所得稅の制定
- 三、相續稅、資本利子稅の高率累進賦課

實行方法

- (1) 全國同盟の機關を通じて全産業團體の共同闘争を起す
- (2) 全國一齊に失業保険法獲得の労働者大會並に失業者大會を開催すること
- (3) 請願運動を起すこと
- (4) 議會に提案すること
- 註 失業保険の經營方法四種あるも省略

(八) 工場法鑄業法の改正に

關する件

提案案 大阪金屬労働組合

- 保護法なる工場法、鑄業法の階級性を批判し階級的立場に起つて徹底的に改正を要求する。

元來工場法、鑄業法は保護法として制定されたものである。擡頭した無產階級の壓力によつて獲得したものでない限り他迄恩惠保護の範疇に限られてゐるのであつて、資本家階級が獨占する經濟的、社會的地位の恒久的確保のためした偽政策は依然として労働階級を隸屬し抑壓し得る關係に於いてのみ工場法、鑄業法は制定されたのである。されば斯る労働階級の隸屬、保護の恒久性を維持することの目的のため存在する該法の正體を曉得する事と、階級的壓力に依つて徹底的改善を期さんとするものである。我が主張する改正案の要項は左記の通りだ

改正要項

- 一、適用範囲を限定せされること
- 二、適用を軽令を以つて除外することを削除すること
- 三、十八歳未満幼年、女子を一日六時間労働とすること
- 四、同法違反者は三箇月以上の懲罰に處すること
- 五、施行令第六條は一年まで全額負擔し三年まで百分の八十
- 六、同第七條の
 - (一)一千二百日分 (二)八百日分
 - (三)四百日分 (四)二百五十日分
 - (五)第七條二項削除(六)八條を千日分

ものにして何等プロレタリア的でない。此の優柔的基謹法さへ未だ一般労働者には何等制定なく爲に彼等は一層悲惨なる搾取の鞭を強化されて居る。吾等はこれの一般労働者の保護法の制定を即時を要求するものである。

理由

此處にくどく理山を説明する迄もなく我等は左の各項を基礎とする保護法の制定を要求す。

▲一般労働者保護法要項

- 一、適用範囲
- 現行保護法適用以外の一切の労働者に適用すること。
(鐵道、水道、瓦斯、電氣、建築、土木、漁業等に從事するものも含む)
- 二、最低年齢を十五歳
- 三、労働時間最大九時間
- 四、休憩時間の規定
- 五、災害撲滅設備の規定
- 六、災害扶助の規定
- 七、賃銀支拂回數の規定(月一回以上)
- 八、積立金の保證規定
- 九、賃銀算定明示の規定
- 十、女子深夜業禁止の規定
- 十一、産婦、乳兒婦の保護規定
- 十二、解雇手當、解雇歸郷手當制の規定

現行保護法は組織的闘争の可能な労働階級を欺瞞し、彼等の持つ階級意識を去勢して奴隸的支配をなさんとする。

主文

(二) 一般労働者保護法(俸給者)制定要求の件

提案案 大阪金屬労働組合

- 現行保護法は組織的闘争の可能な労働階級を欺瞞し、彼等の持つ階級意識を去勢して奴隸的支配をなさんとする。